

特許審査の国際戦略

～海外特許庁への審査官派遣プロジェクトの切り口から～

調整課 審査企画室長 柳澤 智也

抄録

日本特許庁では、日本企業等の海外での円滑な事業活動を後押しすべく、日本の知財制度ユーザーが海外において高い予見性をもって知的財産権を円滑・的確に取得できる環境を構築するための様々な施策を講じています。

なかでも、日本の審査官を海外特許庁に派遣して派遣先特許庁との特許審査手法の調和促進を目指すという審査官派遣プロジェクトは、この大きな目標を達成するうえで中心的な役割を果たすものであり、その注目度も急激に高まっています。

そこで本稿では、特許審査の国際戦略について、審査官派遣プロジェクトという切り口から紹介したいと思います。特に、現在リソースを重点的に配分して取り組んでいる、インド・ASEAN 諸国の審査能力向上のための審査官派遣プロジェクトに焦点を当てて紹介したいと思います。

1.はじめに

経済連携協定等の政府間の経済的連携関係の強化などを通じて国境という経済的障壁が低減したことや、高速インターネット網が世界中に張り巡らされたことなどによって、世界がシームレスにつながり、情報、人、物、資金が国境を越えて自由に往来するグローバル経済時代が幕を開けています。

グローバル経済が進展する中で、日本が将来にわたって持続的な経済成長を実現するためには、イノベーションを武器にグローバル市場で高い収益を上げ、それを日本経済に還元するという構造を築き、それによって中国、インド、ASEAN 諸国などのアジアの新興国を中心とする世界経済の成長・発展を自らの成長に取り込んでいくことが必要不可欠です。

企業のグローバル市場での収益力に影響を及ぼす要素は数多存在しますが、とりわけ知的財産権は国際競争力の源泉となる最も重要な資産の一つであり、企業がグローバル市場で収益性を高めていくためには、海外進出先において知的財産権を的確かつ円滑に取得・活用することが極めて重要となります。

こうした状況を踏まえ、日本特許庁では、日本企業等の海外での円滑な事業活動を後押しすべく、日本の知財制度ユーザーが海外において高い予見性をもって知的財産権を円滑・的確に取得できる環境を

構築するための様々な施策を講じています。例えば、日本の知財制度ユーザーの海外での早期特許権取得を可能とする特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」と呼びます)・ネットワークの拡充、日本の審査官を海外特許庁に派遣して派遣先特許庁との特許審査手法の調和促進を目指す審査官派遣プロジェクト(正確には「国際審査協力」と呼んでいますが、本稿では、分かりやすさを優先して、「審査官派遣プロジェクト」と呼ぶことにします)の拡充、日本の審査官と米国の審査官が協働して審査を進めることでユーザーが日米両国において高品質な特許権を早期かつ同時期に取得することを支援する日米協働調査試行プログラム、五大特許庁会合等の国際的な枠組みでの特許制度や特許審査手法の調和に向けた議論の推進、知財制度ユーザーが各国特許庁の保有する出願・審査関連情報(ドシエ情報)にワンストップでアクセスすることを可能とするグローバル・ドシエの提供などの施策を講じています。

例として挙げた上記の施策のうち、審査企画室では、PPH、審査官派遣プロジェクト、日米協働調査試行プログラムを担当しており、日々、その戦略的な推進に力を注いでいます。

いずれの施策も、日本の知財制度ユーザーが海外において知的財産権を円滑に、そして的確に取得できる環境を構築するという目標達成のために大変重

要な役割を果たしており、また、それぞれの施策は相互に高い関連性を有するものですが、特に審査官派遣プロジェクトについては、同プロジェクトを取り巻く世界の情勢がダイナミックに変化しており、その重要性・注目度も急激に高まっています。

そこで本稿では、審査官派遣プロジェクトという切り口から特許審査の国際戦略を紹介したいと思います。特に、現在リソースを重点的に配分して実施しているインド・ASEAN諸国への審査官派遣プロジェクトに焦点を当てて紹介したいと思います。

なお、本稿に記載の見解等は、筆者個人のものであり、日本特許庁等の見解ではないことを予め申し述べておきたいと思います。

2. 審査官派遣プロジェクトの視点から見る特許審査の国際戦略

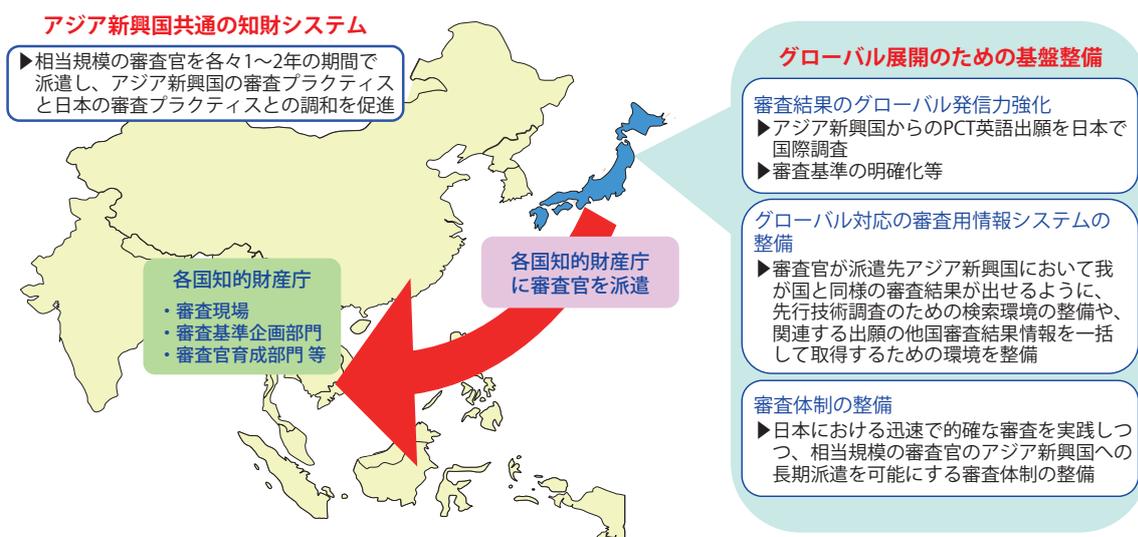
2.1. 審査官派遣プロジェクトの目的・意義

審査官派遣プロジェクトは、日本特許庁の審査官が海外の特許庁の内部に入り込んで、海外特許庁の職員と特許制度や特許審査実務の調和に向けて直接議論を行う、あるいは、海外特許庁の職員に特許審査の手法を指導するという枠組みです。

この審査官派遣プロジェクトは、日本の今後の知的財産政策の根幹となる考え方を定めた「知的財産

政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)においても、「日本企業が、アジアを始めとする新興国において知的財産権を的確に取得・活用できるよう、これらの国々に審査官を相当規模で派遣することなどを通じて、我が国の知的財産制度の更なる浸透を図る……」と記載されているように¹⁾、政府が一丸となって特に重点的に取り組んでいくべき施策と位置づけられています。

また、「知的財産政策に関する基本方針」を受けて、日本が今後10年を見据えて取り組むべき種々の長期的施策をとりまとめた「知的財産政策ビジョン」(平成25年6月7日知的財産戦略本部決定)においても、「日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境(アジア新興国共通の知財システム)を整備するため、日本の審査官をアジア新興国知的財産庁へ相当規模で派遣して、日本の審査プラクティスとアジア新興国の審査プラクティスとの調和を促進する。」と謳われています²⁾。そして、具体的イメージとして、日本の審査官を、新興国を中心とする海外の特許庁の審査部門、審査基準企画部門、審査官育成部門等へ相当規模派遣し、派遣された審査官が現地の審査官や政策立案者などと直接コミュニケーションをとりながら支援を行うことによって、派遣先の特許庁の審査プラクティスと日本の審査プラクティスとの調和を促進するというイメージが示されています(下図参照)。



アジア新興国共通の知財システムの構築に向けた取組
出典：知的財産政策ビジョン

1) 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定) 第2頁 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf
2) 「知的財産政策ビジョン」(平成25年6月7日知的財産戦略本部決定) 第10頁 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf>

繰り返しになりますが、このように、審査官派遣プロジェクトは、日本の知財制度ユーザーが海外において高い予見性をもって知的財産権を円滑・的確に取得できる環境を構築するうえで必要不可欠の極めて重要なツールであると言えます。

2.2. 審査官派遣プロジェクトの概要

次に、審査官派遣プロジェクトの概要を紹介したいと思います。

審査官派遣プロジェクトは、大きく分けると、2種類のプロジェクトに分類することができます。

一つ目は、日本の審査官と派遣先特許庁の審査官とが、両国に特許出願された同内容の発明を用いて、互いの特許性の判断等について直接議論を行う「審査官協議」と呼ばれる審査官派遣プロジェクトです。これは、日本の審査プラクティスと派遣先特許庁の審査プラクティスについての相互理解を深め、究極的にはその調和を目指すというプロジェクトになります。本稿では審査官派遣プロジェクトと呼んでいますが、もちろん派遣だけではなく、海外特許庁の審査官を日本特許庁に迎えて議論を行うこともあります。審査官同士が先行技術の調査手法や特許性の判断について詳細な議論を行い、一致点や相違点を確認しながら互いの審査手法についての理解を深めることにより、互いの審査結果についての信頼感を醸成するという内容ですので、このプロジェクトの対象となるのは、高いレベルの審査基盤を有する先進国の特許庁が中心となります。

上述のとおり、このプロジェクトの目的は、究極的には日本の知財制度ユーザーが海外においても日本と同様の感覚で高い予見性を持って特許権を取得できるように、日本の審査プラクティスと派遣先特許庁の審査プラクティスとを調和させることですが、知財先進国は、それぞれが確立された知的財産システム(法制度、審査実務、審査用ITインフラ等)を有しているため、調和を図ると言っても、簡単ではありません。そのため、対知財先進国では、長期的視野で制度・運用の調和に向けて取り組む一方で、短期的には、互いの審査手法についての理解を深めることにより、互いの審査結果についての信頼感を醸成するとともに、派遣先の審査プラクティス等に関する情報を日本の知財制度ユーザーと共有す

るという手法で、日本のユーザーが海外で特許権を取得しやすい環境の構築を目指すことになります。

2016年度は、米国特許商標庁、欧州特許庁、ドイツ特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁、台湾特許庁等と審査官協議を実施しています。

二つ目は、派遣先特許庁の審査能力向上を支援するための審査官派遣プロジェクトです。これは、審査体制や審査プラクティスがまだ十分に整備されておらず、今まさに成熟化への道を歩み始めている新興国の特許庁を主な対象として、日本の審査実務に長けたベテラン審査官を講師として派遣し、日本特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくというものです。

講師として海外特許庁に派遣される審査官は、主に「国際研修指導教官」に任命された審査官で、現在は、教官代表1名、教官12名の計13名が任命されています。また、国際研修指導教官は、海外特許庁の審査官を適切に指導するために、500ページを超える審査官育成用の標準テキストを作成しており、これに基づいて講義・指導を行います。

もちろん、新興国における知的財産制度整備の進展状況は国毎に大きく異なっているため、指導内容をどういったものにすべきか、どういったレベルに設定すべきかなどは、派遣先の国によって異なります。したがって、派遣先特許庁の審査能力やニーズを的確に把握して、最適な指導プログラムを組むことが必要不可欠となります。

また、日本特許庁が審査官を講師として派遣することができるリソースも限られているため、どの海外特許庁に協力を行うかについては、相手方の状況やニーズ、さらには日本の知財制度ユーザーのニーズを踏まえたうえで、しっかりと優先順位をつけて、戦略的にリソースを配分することも大変重要になります。

こうした新興国等の特許庁の審査能力向上を支援する教育プログラムについては、欧州特許庁やオーストラリア特許庁など、一部の海外特許庁も熱心に取り組んでいます。しかし、審査実務について最も専門的な知識を備えるとともに、審査業務のやりがいや苦しさを誰よりも良く知る現役の審査官を講師に据えた指導体制を、これほど大規模に整備し、協力先の特許庁の内部に入り込んで相手方の状況やニーズを的確に汲んだハンズ・オン型の協力を体系的に提供してい

る特許庁は、日本特許庁の他にはありません。

この「JPO GLOBAL PATENT ACADEMY」とも言うべき国際研修指導教官による海外特許庁の審査能力向上支援プロジェクトは、マーケットとして今後ますます重要になる新興国において、日本の知財制度ユーザーが円滑に特許権を取得できる環境を構築するうえで極めて重要な役割を果たすツールであり、これからも日本特許庁がリソースを割いて戦略的に取り組み、世界をリードしていくべきプロジェクトであると考えています。

当然のことですが、このプロジェクトでは、派遣先特許庁が直面する課題の性質に応じて、国際研修指導教官以外の審査官を派遣する場合があります。例えば、派遣先特許庁において、PPH出願を効率的に審査するための手法を指導する場合などは、PPH施策に通じた審査官を派遣することになります。

2016年度も、アジア新興国の特許庁を中心に、審査能力の強化を支援するための審査官派遣を行っています(下図参照)、次章からは、その中でも特に重点的にリソースを配分して取り組んでいる3つのプロジェクト、すなわち、①インドの460名に及ぶ新人審査官に審査実務を指導するための審査官派遣プロジェクト、②インドネシアでのPPHプログラムを円滑に機能させるための審査官派遣プロ

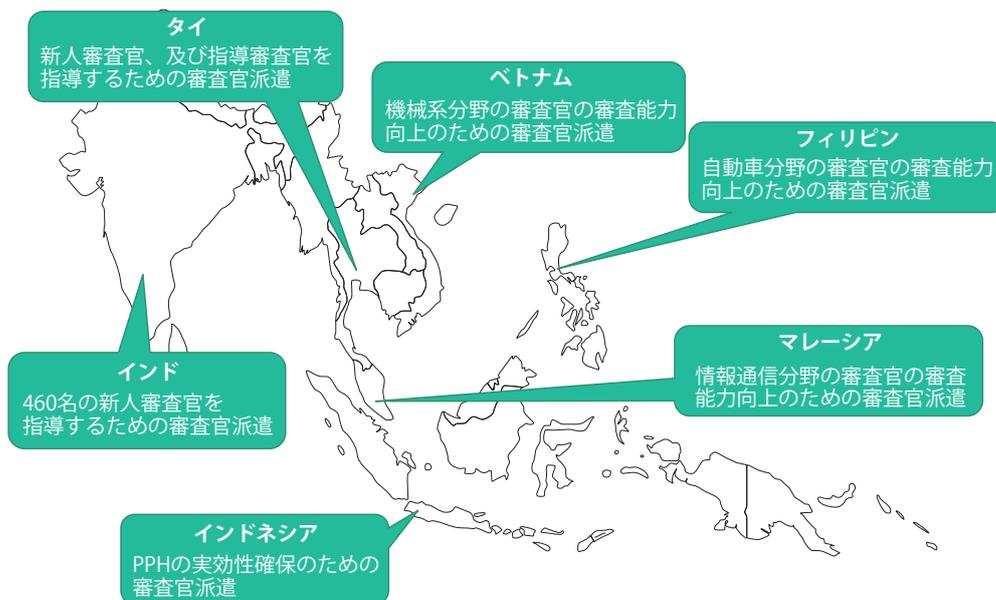
ジェクト、③タイの新人審査官、及び新人審査官を指導する指導審査官を育成するための審査官派遣プロジェクトの3つのプロジェクトの概要を紹介したいと思います。

3. インドの新人審査官育成のための審査官派遣プロジェクト

日本は、インドに対して従来から知的財産分野において様々な協力を実施してきましたが、2015年6月に協力覚書³⁾を締結して以降は、その協力関係を一層深めています。

その協力の一環として、インド特許意匠商標総局から日本特許庁に対して、新人審査官の研修への講師派遣依頼がなされたことを受け、本年4月から5月にかけての約3週間、日本特許庁の審査官延べ9名(うち5名は国際研修指導教官)を現地に派遣し、インド特許意匠商標総局の新人審査官約300名に対して特許審査実務の指導を行いました。また、本年8月にも、インド特許意匠商標総局の新人審査官約100名に対して現地で特許審査実務の指導を行いました。

このインド特許意匠商標総局での新人審査官研修については、本誌において、別途、実際に現場で教



2016年度にアジア新興国向けに実施した主な審査官派遣プロジェクト

3) “インド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野での協力に関する覚書に署名しました”, 経済産業省ニュースリリース (平成27年6月30日) <http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.html>

鞭を執った国際研修指導教官代表の中楨首席審査長から詳細な説明がなされますので、ここでは、このプロジェクトを実施するに至った経緯や今後の計画を簡単に紹介したいと思います。

3.1. インド新人審査官研修への審査官派遣を実施するに至った経緯

インド特許意匠商標総局は2016年4月に460名の審査官を採用することを公表しました。それまで、インド特許意匠商標総局の審査官数は280名程度でしたので、この採用は、審査官の人数が一気に約2.5倍になるという、インド特許意匠商標総局の審査実務に非常に大きな影響を及ぼすものになると考えられました。

日本特許庁は、その採用されたばかりの新人審査官に審査実務を教える研修に講師を派遣して欲しいという依頼を受けたわけですが、460名もの他国の新人審査官を指導するというのは、日本特許庁にとって大きなチャレンジでした。先方の新人がどのようなバックグラウンドを有する人材であるのか、また研修所の設備はどのようなものなのか、研修全体のカリキュラムやスケジュールの詳細はどのようなになっているのかといった情報をほとんど入手できない中で、460名もの新人審査官の指導を引き受けるというのはとても困難なことに思われました。

しかし、13億を超える人口を抱え無限のポテンシャルを秘めるインド市場の魅力や、インドでの特許審査期間の長期化を懸念する日本の知財制度ユーザーからの数多の声を勘案すると、インドでの我が国の知財制度ユーザーの事業展開を後押しするためにも、この研修に積極的に協力するという結論に至るのは必然でした。

また、この研修を引き受けるという決断を後押しする追い風も吹いていました。その一つとして、例えば、2016年5月にインド政府が、知的財産権が市場性の高い金融資産として重要であるという認識を高めることを理念とする「国家知的財産権政策」を公表するなど、インドにおいて国家的に知的財産権を重視した政策を進めようという機運が高まっている点が挙げられます。こうしたインドにおける知的財産権重視の機運の高まりを踏まえると、タイミングとしても、日本が採用するグローバルスタン

ダードな審査手法を普及し、的確でスピーディな審査を行える体制の整備を支援する絶好のチャンスと考えられました。

追い風となったもう一つの判断材料は、今回の研修の対象者が採用されたばかりの新人審査官であったことと、その採用規模の大きさでした。これまでに日本特許庁が実施してきた数多くの審査能力向上支援の経験を踏まえると、新人審査官への指導が最も指導効果が高いことは明らかでした。私自身の経験からも、採用されてからの数年の間に指導を受けた審査手法が自身の審査実務の屋台骨となっていることは間違いないと思われました。また、従来のインド特許意匠商標総局の審査官数が280名程度であったことを考えると、今回採用された新人審査官に指導を行えばインド特許意匠商標総局の60%を超える審査官に対して審査手法を指導することができるため、この点からも極めて大きな指導効果を得ることができると見込まれました。さらに、インド特許意匠商標総局がまとまった数の新人審査官を採用するのは約5年ぶりであり、また、今回のように大規模な採用をするのは初めてでしたので、インド特許意匠商標総局において、これほど大勢の新人審査官に審査手法を指導するチャンスは今後もう巡ってこないかもしれないという点も、このプロジェクトの実施を決断するための追い風となりました。

このように、事案の重要性や、最大の施策効果を得る絶好のチャンスだったことなど、様々な事情・状況を総合考慮して、採用されたばかりで特許審査のことを何も知らない異国の新人審査官に、しかも460名という大人数の新人審査官に日本の審査官が審査実務の指導を行うという初めての試みにチャレンジすることとしました。

インドの新人審査官研修への講師派遣を実現するまでの調整段階では、先方の担当者と連絡が取れず研修スケジュール等の必要情報が直前までほとんど入手できないといった問題や、スケジュールが決まっても審査官を現地に派遣する時期がゴールデンウィークの連休と完全に重なってしまうといった問題など、様々な困難に直面しましたが、国際研修指導教官の方々はもちろんのこと、審査基準室、品質管理室をはじめとする多くの関係者に協力していただいたおかげで、無事に実現することができました。そして、日本特許庁の講師による審査指導は、

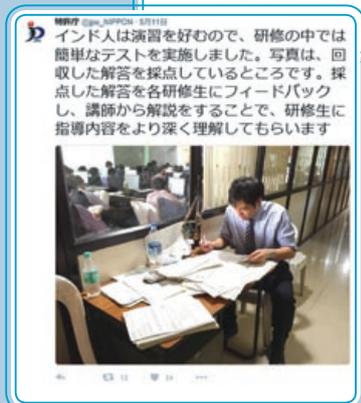
現地の研修生から非常に高い評価を得ることができました。まさに、JPO GLOBAL PATENT ACADEMY がインドを舞台に鮮烈なデビューを飾ったのです。

インドでの新人研修の様子については、日本特許庁の公式ツイッターでも情報発信していました。ご

覧になったことのない方もいるかと思しますので、以下に日本特許庁のツイッターで発信した情報の一部を掲載したいと思います。

現地で奮闘した教官達の熱意と本音を、少しでも感じていただければ嬉しく思います。

教官達の インド 奮闘記



3.2. インドへの審査官派遣プロジェクトの今後について

先に述べたように、インド特許意匠商標総局は460名の新人審査官を採用することを公表しましたが、これまでに新人審査官研修を受講した者の人数は、4～5月に受講した約300名と8月に受講した約100名の計400名程度です。これは、インド特許意匠商標総局が、施設のキャパシティなどの理由から一度に全員を採用するのではなく、時期をずらして採用しているからです。

したがって、これから採用されて新人審査官研修

を受講することになるであろう者があと60名程度残っていることとなりますので、これらの新人審査官の研修についても引き続き協力をしていきたいと考えています。

また、日本特許庁においては、審査官補コース研修と前期・後期の2回に別れた審査官コース研修を修了して初めて審査官に昇任できるシステムを採用していますが、このように、経験の浅い審査官の審査能力を十分なレベルまで効果的に向上させるためには、体系的な研修を適度なインターバルで複数回受講させるという手法を用いることも極めて有効です。したがって今後は、日本の審査官が指導したイ

ンドの新人審査官達が一刻も早くグローバルスタンダードの審査手法を身に付けた一人前の審査官になれるように、インド特許意匠商標総局に対して日本の審査官コース研修に相当する内容の研修の実施を提案し、その研修に日本の審査官を講師として派遣するなどして、引き続き積極的な協力を行っていききたいと考えています。

そして、こうした取り組みを通じて、インド特許意匠商標総局の審査官が、日本が採用するグローバルスタンダードの審査手法を用いて迅速で的確な審査結果を出願人に対して提供することができるように支援していききたいと思います。

4. インドネシアのPPH審査正常化のための審査官派遣プロジェクト

次にインドネシア知的財産総局との間で実施したPPH審査正常化のための審査官派遣プロジェクトを紹介したいと思います。このプロジェクトについても、本誌において、別途、実際に現場で奮闘した審査企画室の加藤補佐から詳細な説明がなされますので、インドの新人審査官研修の話と同様に、ここでは、このプロジェクトを実施するに至った経緯や今後の計画について、簡単に紹介したいと思います。

4.1. インドネシアでのPPH審査正常化プロジェクト実施に至る経緯

インドネシアは、急速な経済成長を遂げているASEAN諸国の中でも、経済的に最も高いポテンシャルを有する国の一つです。約2.5億という日本の2倍以上の人口を有し、また国民の平均年齢も相対的にみて非常に若いことから、そのマーケットとしての将来性・魅力は非常に高く、日本の産業界からも事業展開先として大きな注目が集まっています。

一方で、企業が事業展開先において競争力を高めるうえで重要な要素となる知的財産権の確保という観点で見ると、インドネシアに関しては、インドと同様に、特許審査期間の長期化により特許権を取得するまでに非常に長い時間がかかり困っているという声が日本の知財制度ユーザーから数多く寄せられていました。

こうした状況を踏まえ、日本特許庁とインドネシア知的財産総局とは、2013年6月にPPH試行プログラムを開始しました。これによって、日本の出願人は、日本特許庁で特許権を取得した発明について、インドネシア知的財産総局で早期に審査を受けることが可能となったため、インドネシアにおける審査待ち期間の長期化に頭を抱えていた日本の知財制度ユーザーの悩みは解決するはずでした。

しかし最近になって、ユーザーから、インドネシアでのPPHが全く機能していないとの声が聞こえてくるようになりました。とはいえ、こうした声を耳にはするものの、日本特許庁は、インドネシア知的財産総局から現地におけるPPHの利用状況やPPH申請がなされた出願の審査状況などのデータをもろることができていなかったため、インドネシアにおいてPPH申請がなされた出願が何件あるのかといった情報さえ把握できずにいました。

そこで審査企画室では、日本企業にとってのインドネシアの重要性等を考慮して、有名無実化しているとの指摘があるインドネシアのPPHを真の姿に戻すためのPPH審査正常化プロジェクトに優先的にリソースを配分し、インドネシア知的財産総局と協力して課題解決に向けた措置を早急に講じることになりました。

まず、インドネシアにおけるPPH審査の実態を調査するため、今年の4月、私はインドネシア知的財産総局を訪問し、先方の担当者と議論を行いました。

その結果、インドネシアに対する日本企業のPPH申請件数の規模は、当初想像していた数字をはるかに上回るものであり、その大部分が実体審査に入る前の方式手続のステップで滞っているということが分かりました。解決すべき課題が予想よりも大きなものであり、一刻も早く対処しなければならないということが分かったので、インドネシア知的財産総局との会議の席で、即座に、日本特許庁からPPHに関する専門的知識を有する審査官を派遣して、PPH審査が円滑に行われるように協力したい旨を提案し、先方の了解を取り付けました。

そして、2016年の6月から9月にかけて、計3回、インドネシアにおけるPPHの実効性を確保するための審査官派遣プロジェクトを実施しました。

1回目の派遣プロジェクトでは、インドネシア知的財産総局の方式審査の担当官と協力して、PPH

申請がなされた個々の出願がどのような状態になっているかを確認するとともに、方式手続が滞っている原因を究明してその解決策を検討するという作業を行いました。派遣されたPPH専門家は、この作業の過程で、倉庫で山積みになっている出願書類の中からPPH申請がなされている出願書類を見つけ出すという「発掘」業務も行うこととなりましたが、派遣されたPPH専門家、すなわち審査企画室の加藤補佐の学生時代の専攻分野が土木工学であり、発掘作業が得意であったことや、現地で合流したジェトロシンガポール事務所の五十棲知財部長にも発掘に協力していただいたことなどから、数十件のPPH出願を発掘し、方式手続を完了させて実体審査部門に届けるという大きな成果をあげることができました。他方、倉庫に存在するはずなのに、どうしても発見できないPPH出願が数多く存在することも分かりました。

2回目の派遣プロジェクトでは、日本のPPH専門家とインドネシア知的財産総局の方式手続担当者、実体審査部門の代表者などが、個室に詰めて、PPH出願を円滑に審査するための業務フローを包括的に定めたPPHガイドラインの草案作成作業を行いました。

そして、3回目の派遣プロジェクトでは、2回目の派遣プロジェクトで作成したPPHガイドラインがインドネシアにしっかりと根付くように、インドネシア知的財産総局の職員、及び日本の出願を担当した経験を有するインドネシア弁理士に対して、同ガイドラインの解説を目的としたPPHセミナーを開催しました。さらに、PPHセミナーに続いて、セミナーで学んだPPHガイドラインの内容をインドネシア知的財産総局の審査官に確実に身に付けてもらうために、インドネシア知的財産総局の審査官が、日本の審査官の指導を仰ぎながら、1回目の派遣プロジェクトで発見されたPPH出願をPPHガイドラインに沿って審査するという、PPH審査のOJTを実施しました。これによって、OJTの対象となった約60件のPPH出願については、即時に審査結果が日本出願人に通知されることとなりました。

日本特許庁の審査官が、海外特許庁で、現地の職員と一緒に汗を流して書類の山から目的の出願を見つけ出す。日本特許庁の審査官が、海外特許庁の職員と一緒に個室にこもって、海外特許庁で利用する

マニュアルを作る。日本特許庁の審査官が、海外特許庁の審査室で、海外特許庁の審査官と椅子を並べて座って、同じPCを使って、一緒に手を動かして審査結果を出すことに協力する。

泥臭いかもしれませんが。しかし審査実務に関する専門知識を伝えるだけでなく、こうして現場に入り込んで、共に汗をかくという生きた協力を行ったことが、派遣先特許庁からの信頼を得ることにつながり、そして、これまでに例のない目に見える結果を引き出したのかもしれませんが。

4.2. インドネシアへの審査官派遣プロジェクトの今後について

これまでに実施した3回の派遣プロジェクトによって、インドネシアのPPH審査の実効性確保については、一定の成果をあげました。しかし、これで終わりではありません。

日本特許庁の審査官の協力がなくても、インドネシア知的財産総局において、PPH出願の審査が早期に行われることが当たり前の状態となって初めてこのプロジェクトの目的が達成されたと言えるのだと思います。

今後、まずは発見することが困難であったPPH出願について、インドネシア知的財産総局と協力しつつ、適切な措置を講じていきたいと思っています。

また当面の間、定期的に日本特許庁の審査官をインドネシア知的財産総局に派遣して、PPHガイドラインに規定された運用がインドネシアにしっかりと根付くように協力していきたいと考えています。

5. タイの新人審査官・指導審査官育成のための審査官派遣プロジェクト

最後に、2016年の10月の終わりから11月の頭にかけて、タイ知的財産局で実施した審査能力向上のための審査官派遣プロジェクトを紹介します。この派遣プロジェクトの特色は、採用されたばかりの新人審査官に対する研修を提供しただけではなく、その新人審査官に実務を指導する指導審査官を育成するための研修もパッケージとして提供した点にあります。

以下、このプロジェクトを実施するに至った経緯

や今後の計画を簡単に紹介したいと思います。

5.1. タイでの新人審査官・指導審査官育成研修を実施するに至った経緯とその概要

—経緯—

タイは、多くの日本企業が拠点を構えており、日本にとって経済的に非常に重要な意味を持つ国です。

タイに対しては、これまでも審査能力向上のために多くの協力を行ってきましたが、タイに関しても、インドやインドネシアと同様に、特許審査期間の長期化により特許権を取得するまでに非常に長い時間がかかり困っているという声が日本の知財制度ユーザーから数多く寄せられていました。

タイ知的財産局によれば、審査に長期間を要している主な原因の一つに、審査官数の絶対的な不足があるとのことでした。

こうした中、タイ知的財産局から、2016年からの3年間で約80名の特許審査官の増員が認められ、久しぶりにまとまった人数の新人審査官を採用することになったので、採用直後の新人審査官への研修に日本特許庁の審査官を講師として派遣して欲しいとの依頼がありました。

実際に、タイ知的財産局は、2016年10月に約20名の新人審査官を採用し、これによって、従来は20数名しかいなかった特許審査官の人数が一気に2倍近くになりました。

先に述べたように、タイもインドやインドネシアと同様に日本の産業界の事業展開先として非常に重要な国であることや、採用されたばかりの新人審査官向けの研修ということで指導効果が非常に高いこと、さらには、採用人数は約20名とインドに比べると規模こそ小さいものの、今回採用された新人審査官はタイ知的財産局の特許審査官全体の約50%を占めることになるため、新人審査官の育成がうまくいったか否かがタイ知的財産局全体の審査能力に大きく影響することなどを考慮して、タイ知的財産局の新人審査官研修にも優先的にリソースを割いて積極的に協力することとしました。なお、タイでは経験の浅い審査官が海外特許庁の審査結果を参考にできるPPH出願を担当すると言われており、この点も積極的に協力を行うという判断を後押しする材料となりました。

—新人審査官育成研修—

従前から、タイ知的財産局に対しては、新人を採用した際などに参考にしてもらうために、日本特許庁における審査官育成のための研修プログラムを詳しく紹介していました。そうした宣伝が功を奏し、今回のタイにおける新人審査官育成研修のカリキュラムは日本特許庁の研修カリキュラムと大変似たものとなりました。そして、日本特許庁から派遣される講師は、6週間強の研修期間のうちの2週間を使って、審査実務の中核をなす特許性判断に関する講義を担当することになりました。タイの新人審査官に対して、最初に審査の基本を教えるという最も責任の重いパートを任せてもらったということで、日本特許庁からは国際研修指導教官代表を含む計4名の教官を派遣して、万全の態勢で丁寧に指導することになりました。

参考までに、タイの新人審査官育成研修のカリキュラムを簡単に紹介すると、第1週と第2週はタイ国内の知的財産法に関する講義、第3週と第4週は日本特許庁の審査官による特許性判断に関する講義・演習、第5週と第6週はタイ知的財産局の先輩特許審査官によるタイ国内の審査用ITシステムの利用方法などに関する講義というカリキュラムになっていました。

—指導審査官育成研修—

ここまで述べたように、日本特許庁では、タイの新人審査官をしっかりと指導するための準備を入念に進めていたのですが、新人審査官育成研修が間近に迫った頃、タイ知的財産局から、今後新人審査官に対して、タイ知的財産局の先輩特許審査官が教官を務める合議研修（1人の指導審査官が2人の新人審査官をOJT形式で指導するというイメージ）を実施する予定なので、その合議研修で教官を務めるタイ知的財産局の審査官に対して、指導審査官としてのスキルを磨くための研修をして欲しいという依頼が舞い込んできました。

これまで海外特許庁の審査官に指導審査官としてのスキルを向上させるための研修を提供した経験はなく、また急な話だったため、準備をする時間もほとんどないという状況でしたので、この依頼を引き受けるのは難しかったのですが、その一方で、日本特許庁の講師が新人審査官にしっかりと基礎を教え

たとしても、タイの指導審査官がその後の合議研修で全く別のことを教えるというような事態が起ってしまうと、日本特許庁の講師による講義が無駄になり、タイの新人審査官にグローバルスタンダードの審査手法を身に付けてもらうという目的が達成できなくなってしまうと考え、依頼を引き受けることとしました。

この研修に関しては、講義と演習からなる2日半のカリキュラムを作成して、新人審査官育成研修の第3週目のタイミングで、新人研修と並行して実施しました。講師は、国際研修指導教官代表、すなわちJPO GLOBAL PATENT ACADEMYの校長である中楨上席審査長に務めていただきました。

このように、JPO GLOBAL PATENT ACADEMYのプロジェクト第2弾となったタイにおいては、新人審査官に対する研修と、新人を指導する指導審査官を育成するための研修とをパッケージ化して実施するという、非常に効果的な審査官育成プログラムを構築・提供することができました。

5.2. タイへの審査官派遣プロジェクトの今後について

先に述べたように、タイ知的財産局は、2017年と2018年にもまとまった人数の新人審査官を採用する予定ですので、来年以降も新人審査官育成研修に日本の審査官を講師として派遣するなど、引き続き積極的に協力していきたいと考えています。

また、インドと同様に、タイ知的財産局に対しても日本の審査官コース研修に相当する内容の研修の実施を提案し、その研修にも日本の審査官を講師として派遣していきたいと考えています。

そして、こうした取り組みを通じて、タイ知的財産局の審査官が、グローバルスタンダードの審査手法を用いて迅速で的確な審査を行うことができるように支援していきたいと思っています。

6. おわりに

本稿では、海外特許庁への審査官派遣プロジェクトにスポットライトを当て、同プロジェクトの趣旨や目的、さらには最近の動きをできる限り具体的に紹介しました。これらを通じて、特許審査部が推進

している様々な国際的取組の根底に流れる考え方、すなわち、日本の知財制度ユーザーが海外において高い予見性をもって知的財産権を円滑・的確に取得できる環境を構築し、日本企業等の海外での円滑な事業活動を後押しするという基本理念を少しでも伝えることができたなら嬉しく思います。

また、本稿で取り上げた3つの審査官派遣プロジェクトは、いずれも従来では考えられないほど派遣先の特許庁の内部に入り込むことができたからこそ実現できたものです。これほどまでに派遣先特許庁の内部に深く入り込むことができたのは、これまで長きにわたって日本特許庁が積み上げてきた国際社会における信頼があったからです。これまで海外特許庁に対して決して手を抜かずに実施してきた数々の協力があったからこそ、そして何より、130年以上もの間、歩みを止めず地道に磨き抜いてきた審査能力があったからこそ、海外特許庁から深く信頼され、今回の新人審査官の教育や、審査マニュアルの策定といった重要なプロジェクトを任せてもらったのだと思います。

この長きにわたって磨き抜かれた審査プラクティスを武器に、JPO GLOBAL PATENT ACADEMYの名を世界に轟かせ、それによって、日本の知財制度ユーザーが海外において日本と同様の感覚で知的財産権を取得・活用できる環境の構築を推進していきたいと思っています。

profile

柳澤 智也 (やなぎさわ ともや)

1998年4月	特許庁入庁
2002年4月	特許庁審査第一部 自然資源 審査官
2003年8月	特許庁調整課審査企画室 審査企画係長
2004年8月	特許庁審査第一部 事務機器 審査官
2005年7月	カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
2007年1月	特許庁企画調査課 課長補佐・企画係長
2008年7月	OECD 科学技術産業局経済分析統計課 エコノミスト・政策分析専門家
2010年7月	特許庁調整課審査基準室 室長補佐・基準企画班長
2012年1月	特許審査第一部印刷・プリンター 審査官
2012年10月	内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
2014年1月	特許庁秘書課 課長補佐
2015年4月	特許庁調整課 企画調査班長
2016年1月	特許庁調整課 審査企画室長 (現職)